

## 「新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための取組について」(情報提供)

京都府緊急事態措置は、9月30日をもって解除となりますが、京都府から、10月以降の感染リスクを低減するための要請及び働きかけがありますので、概要についてお知らせします。

### 《要請等の概要 ※府内全域を対象とするものについて抜粋》

- 1 要請期間 令和3年10月1日～10月21日 (※催物への要請は、10月31日まで)
- 2 要請内容
  - (1)「基本的な感染防止対策の要請」正しいマスクの着用など
  - (2)「感染リスクを低減するための要請」飲食時、外出時などにおける注意
  - (3)「催物(イベント等)への要請」
    - ①人数上限 5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以内)のいずれか大きい方
    - ②開催時間 21時まで(特措法によらない働きかけ)

3 その他 詳細は、下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

[https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona\\_210928taiou.html](https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_210928taiou.html)



### 《問い合わせ先》

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター  
TEL: 075-414-5907 月曜日から金曜日の9時から17時

10月31日まで  
是非ご申請ください

## 「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の申請について

京都府が定めた認証基準に基づく感染防止対策を実施されている飲食店を京都府が認証し、公表する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」について、申請受付期間が10月31日まで延長されています。

対象となる施設は、「食品衛生法に基づき飲食店営業(喫茶店営業含む。)の許可を受けた事業者が営む府内の事業用施設であって、飲食のための客席を有する施設」です。(※宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とする宿泊施設は対象外)

詳細は、下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

[https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona\\_3rdninsho.html](https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html)



### 《問い合わせ先》

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局  
TEL: 075-284-0182 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分

